未来を担う消費者としての行動を考えてみましょう

品やサ 生活を送っています。 て、生活のあらゆる場面で商 たしたちは消費者とし ービスを購入し、 消費

0 費者問題を考え、消費生活 会に、生活に潜むあらゆる消 める消費者月間です。この機 理解を深めましょう。 毎年5月は、消費者庁が定

い」から始めよう・

豊かな未来へ~「もったい

な

向の経営が求められます。

の販売やサービスを提供する 消費生活には、消費者、商品

> 場の す事 業者、 消費者は、「もったいない」 る行政など、さまざまな立 人が関係して 消費者の利益を保 11 、ます。

کے 付けることが大切です 削減や、悪質商法などに気を 線に立って考えた、消費者 一方、事業者は、消費者の いう考えの下、食品ロスの 志 目

未来へ向けて取り組みまし を考え、消費を通じた豊かな さまざまな主体がその役割

Ł,

契約は生活の基本 製約とは

成立する、法的な拘束力を持 つ約束をいいます。 契約は、当事者 間 の合意で

契約 る、アパ ざまな契約をしてい は、生活の中で無意識にさま の一つです。 トを借りるなども わたしたち 、ます。

1商品、 担当者名などの契約内容を 契約条件、事業者の連絡先・ サ ビス、契約

を確認しましょう。

て契約するときは、次のこと

②事業者の勧誘時の説明、セ 確認する

❸通信販売の場合は解約がで ルスト 判断する きるのか、返品条件を確か クを信用できるか

母不安な点や不確かだと感じ 談する める 崎市消費生活センターに相る点があれば、契約前に大

■クーリング・オフ制度 消費者を守る法律として、

とはできません。消費者とし 一方の都合で解消するこ ます。不意打ち性のある電話クーリング・オフ制度があり 勧誘や訪問販売などで契約

買 い物をする、 電車に乗

■契約の注意点

契約は、いったん契約する

解約できる制度です。

最近では、インター

ネッ

契

してください

た場合、一定の期間、無条件で

金額 近な買い物や契約の話、幅広い年齢層を対象 ターネットを利用した交流 ラインゲ

ど、さまざまな情報を提供 す センターに電話で申し込み 対応策を具体的に示してい したトラブル事例をもとに、 て地域に出向き、実際に発生 ています。 サイト)の正しい利用方法な 出前講座では、要望に応じ 。希望する場合は、消費生活

ま

■消費生活サポー 地域の高齢者などの消費者 タ

てください

「気づき・声かけ・つなぎ」 ■弁護士による無料法律相談 見守り活動をしています。 被害を未然に防止するため、 0

対象に、毎月3回開催して 活センターに電話で申し込み ます。希望する場合は、消費生 多重債務を抱えている人を

■消費生活センタ

ため、

ij

ンター は、一人で悩まず、消費生活セ 製品事故の被害にあった場合 大崎市消費生活センタ 万が一、消費者トラブル へ連絡してください

の啓発事業

(市役所東庁舎1階)

送信元が実在する事業者でも、心

新型コロナウイルス感染症

に便乗した悪質商法に注意

肺炎が広がっている問題で、マスクを

無料送付する。確認をお願いします。」 と記載され、URLがついたメールが

らの委託で、消毒に回っている。資料

を持参したい。」と何度も電話があっ

スマートフォンに「新型コ

業者から「新型コロナウイル

スの感染を防ぐため、行政か

しましょう!

届いた。

た。

にしましょう。 費生活センターに相談してくださ い。

当たりのないメールが届いた場合 は、メール内の番号に電話したり、 URLにアクセスしたりしないよう 少しでもおかしいと感じた場合、 トラブルにあった場合は、早めに消

約によるトラブルが急増して 消費生活センタ より注意が必要です。 ング・オフ制度がない います。通信販売には、クー などを利用した通信販売の |消費生活講座·出前講座

テーマで消費生活講座を開催 市では、消費者に身近な

(1) 建築指導課指導担当 **3**38057

成 木 造住宅 します の 耐震診 断・改修費用と危険ブロッ ク塀の除却費用を助

却費用を助成します。 用と、危険ブロック塀の除木造住宅の耐震診断・改修

興課まで、事前にお問 導課または各総合支所地域振 せください。 詳しい要件などは、建築指 41 合 わ

証品マ

クを使用できます。

大崎地域全体で、環境や生

8

環境負荷を低減する取り組

❷産地と消費者の交流

える取り組み

け付けます。

認証されると、ブランド認

●農業農村の多面的機能を支

された米のブランド認証を受 美町・涌谷町・美里町) で生産

を実施すること **選択要件** 次のい

次のいずれ

か1

とともに行

います。

回目認定は、研修会への参加 修会への参加に替えます。

大崎地域(大崎市·色麻町·加

界農業遺産に認定され

ンド認証の受け付けが始まります

の大地「大崎耕土」世界農業遺産ブラ

(1)

世界農業遺産推進課企画調整担当

智 第2281

木造住宅の耐震診断の助成

を行 ■対象建築物 ます

野和5年5月3日2 -の木造戸

建て住宅

|程管理)

など

■ブランド認証品目

事前登録期限

への取り組み GAP(農業生産工

6月30日火まで

大崎地域産の米

域で米を生産す

る個 住

0

り

個人、団体に、大崎地

大崎地域に居

対象者

6

品種の多様性を保全する取

り組み

です。ぜひ参加

してください

4

生物多様性を向上させる取

産者を支援する先進的な制度 きものに配慮を行いながら、生

※古川農業試験場で育種され

詳

しくは、「大崎地

域世

■ブランド認証の要件

ウ

ェブサイト(https://

農業遺産推進協議会」の

次のいず

れも実施

osakikoudo.jp/)を確認

てください

た品種に限ります。

※200平 り負担金が増額します。 る場合は、延べ床面積によ -方メー ルを超え

受付戸数

日 月 金) 日 金から令和3年

受付期間 先着 35 戸

木造住宅の耐震改修工事助成

2 ⊞

5割以上低減すること

のモニタ

OSAKI

KOUDO

認証品

初回認定の場合は研

▶認証品マ

を行うこと

❶農薬や化学肥料の

使用量を

すること 必須要件

> 対象建築物 建て替えを助成 します

う住宅 り作成 き、改修工事や建て替えを行 :成した改修計画に基づが実施した耐震診断によ

※増築や減築を伴う改修工事 あります は補助対象外になる場合が

補助金額 改修費用の5分の 0 万円) 4 (限度

※耐震改修工事に併 耐震改修工事以外の工事 ŧ せて行う

受付戸数 先着 5

上乗せが

■受付期間

月 29 日 金 5 月 日金から令和3年

成事業 危険ブロック塀などの除却助 危険なブロ ッ ク塀などを除

却し、新たに設置する塀など

の工事費用を助成します。 除却・設置対象の塀 道路からの高さが

> 平成30年以降に市が実施した合は0・4メートルレーン 判定されたブロック塀 調査で「特に問題な トル以上(擁壁上 し」以外に 以上)で、 Oた

ブロック塀の跡地に設置す ロック塀以外の 生垣・フェンス・板塀などの 設置対象 除却対象となった 軽量な塀 る

■補助金額 除却部分の

た り 4 除却工事費用 積に対して1平 0 0 0)円(限度額15元平方メートル) 万あ 面

※混用塀のフェン円) ロック塀の跡地に設置する費 設置工事費用 除却対象のブ は表面積の2分の1です。 積の2分の ンス部分は見 1 門 柱

※限度額1メ 用の2分の 6000円を乗じた額と、 ルあ たり

※大崎市産木材の 3000円を加算しに1平方メートルな 置する場合は、見付面 10万円のいずれか低 板塀 しあ また面をすり積設 額

(限度額5万円)

身

- ムやSNS(イ、Rや契約の話、オ、Rや契約の話、オ、